

平成26年度普通交付税（東京都市町村分）の算定結果について

平成26年度の普通交付税について、本日、各地方公共団体に対する交付額が決定し、総務大臣から閣議報告がなされたので、東京都市町村分について下記のとおりお知らせします。

なお、今回決定された普通交付税の全国交付決定総額は15兆8,724億円で、そのうち市町村分は7兆4,191億円、前年度の決定額（変更後）に比べ2,085億円、2.7%の減となっています。

記

1 東京都市町村分（39団体）の普通交付税決定状況

(1) 東京都市町村分の交付決定総額は、487億82百万円で対前年度比46億45百万円、8.7%の減

(2) 基準財政需要額は、5,878億74百万円、対前年度比1.0%の増

① 主な増要素

- ・ 地域の元気創造事業費の創設
- ・ 消費税及び地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実による社会福祉費の増
- ・ 高齢化に伴う医療費等の自然増による高齢者保健福祉費の増
- ・ 給与費削減措置の関係費目への復元
- ・ 臨時財政対策債振替額の減に伴う増  
臨時財政対策債振替額(発行可能額)は379億67百万円、対前年度比15.0%の減

② 主な減要素

- ・ 地域の元気づくり推進費の廃止
- ・ 地域経済・雇用対策費及び活性化推進事業費の減

(3) 基準財政収入額は5,641億83百万円、対前年度比3.3%の増

① 主な増要素

- ・ 地方消費税の引上げによる地方消費税交付金の増
- ・ 企業収益の回復等による市町村民税法人税割の増

② 主な減要素

- ・ 自動車取得税率の引下げによる自動車取得税交付金の減

(4) 基準財政需要額・基準財政収入額総括表

(単位：百万円、%)

区 分		平成26年度	平成25年度	増減額	増減率
39 団 体	基準財政需要額	587,874	582,247	5,627	1.0
	基準財政収入額	564,183	546,133	18,050	3.3
交 付 決 定 額		33 団体 48,782	33 団体 53,428	0 団体 △4,645	0.0 △8.7
(参考)全国交付決定総額 (うち市町村分)		15兆8,724億円 (7兆4,191億円)	16兆646億円 (7兆6,276億円)	△1,922億円 (△2,085億円)	△1.2 (△2.7)

注1) 単位未満を四捨五入しているため、計算が合わない場合がある。

注2) 平成25年度は、変更決定後の金額である。

(5) 東京都内市町村の交付団体は39団体(26市13町村)のうち33団体(20市13町村)

<交付団体・不交付団体の推移>

年度	交付団体	不交付団体
平成21年度	23団体(11市12町村)	16団体(15市1町)
平成22年度	31団体(19市12町村)	8団体(7市1町)
平成23年度	33団体(20市13町村)	6団体(6市)
平成24年度	33団体(20市13町村)	6団体(6市)
平成25年度	33団体(20市13町村)	6団体(6市)
平成26年度	33団体(20市13町村)	6団体(6市)

(6) 交付・不交付団体名

交付団体 (33団体)	八王子市、青梅市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
不交付団体 (6団体)	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、多摩市

2 合併算定替

合併算定替の適用を受けた団体は、西東京市である。

西東京市については、平成23年度から合併算定替による増加額を段階的に縮減する措置が講じられている。

※ 合併算定替とは、新市町村で算定した財源不足額が合併前の旧市町村毎に算定した財源不足額の合算額より小さい場合、後者の額を普通交付税の交付基準額とする制度である。

問い合わせ先  
総務局行政部市町村課  
ダイヤルイン 5388-2433

## 参考

臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、財源不足対策として、従来の交付税特別会計による方式にかえて、地方財政法第5条の特例となる地方債として発行するとされたもので、算定された発行可能額相当額が基準財政需要額から除かれる。したがって、臨時財政対策債発行可能額が増加するほど基準財政需要額が減り、財源不足額が減少する。（その結果、普通交付税が減少する。）

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されることとなっている。

<臨時財政対策債への振替えイメージ>

